

利府町立利府第二小学校PTA会則

第1章 総 則	第 1 条－第5条
第2章 役員及び参与・顧問	第 6 条－第10条
第3章 会 議	第11条－第13条
第4章 専門部会並びに特別委員会	第19条
第5章 会 計	第20条－第23条
第6章 表彰及び慶弔厚生	第24条
第7章 雑 則	第25条

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 1. 本会は、利府町立利府第二小学校PTAと称し事務局を利府第二小学校内に置く。

(会 員)

- 第2条 1. 本会の会員は次の者のうち本会入会に同意した者とする。
- (1)利府第二小学校に在籍する児童の父母（保護者）又は、これに代わる者
 - (2)利府第二小学校に勤務する教職員
 - (3)本会の趣旨に賛同する利府第二小学校区民
2. 本会の会員は、役員の選挙権及び被選挙権並びに、所定の会議に出席し、発言する権利を有する。
3. 本会の会員は、会費を負担する義務を有する。

(目 的)

- 第3条 1. 本会は、父母（保護者）と教職員が協力して、家庭と学校、社会における児童の幸福な成長を図るとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。
2. 本会は、自主独立の団体であり、他のいかなる団体からも支配や干渉を受けることはない。
3. 本会は、学校の教育目標達成のために協力し意見を述べるが、学校管理運営及び、人事には干渉しない。

(事 業)

- 第4条 1. 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- (1)学校と家庭の緊密な連絡・連携
 - (2)教育施設及び教育環境の改善への協力
 - (3)児童の保護及び学習の奨励
 - (4)教師の研修に対する援助
 - (5)会員相互の研修
 - (6)その他本会の目的達成に必要な活動

(組 織)

第5条

1. 本会の運営及び活動を民主的かつ能率的に行うため、環境サポーター部並びに学年コーディネーター部を置く。
2. 環境サポーター部、学年コーディネーター部に関する必要事項は、別に規程で定める。

第2章 役員及び参与・顧問

(役 員)

第6条

1. 本会には、次の役員を置く。
 - (1)本部メンバー
会長、副会長、監事、会計（保護者、教員ともに1名以上）、事務長、事務次長、庶務
 - (2)その他の役員
環境サポーター部長（1名）、学年コーディネーター長（各学年部1名 計6名）

(役員の出選)

第7条

1. 本部メンバーはPTA加入者の希望を考慮し、前年度本部メンバーを中心に協議し選考した方を、総会で承認する。
2. 環境サポーター部長、学年コーディネーター長は、各々の部員の中より選出し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条

1. 本部メンバーの任期は、総会で承認された日から翌年度4月末までに開催する総会開催日の前日までとする。ただし、再任は妨げない。
2. その他の役員の任期は、前条第2項の規定に基づき会長が委嘱した日から翌年度4月末までに開催する総会開催日の前日までとする。ただし、再任は妨げない。
3. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする

(役員の仕事)

第9条

1. 役員の仕事は次の通りとする。
 - (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合はこれを代理する。
 - (3)監事は本会の会計を監査する。
 - (4)会計は本会の会計を掌理する。
 - (5)事務長は本会の事務を掌理する。
 - (6)事務次長は事務長を補佐し、事務長事故ある場合はこれを代理する。
 - (7)書記は本会の会務について記録する。
 - (8)環境サポーター部長、学年コーディネーター長は当該の各部会を代表し、その会を掌理する。

(参与及び顧問)

第10条

1. 本会には参与及び顧問を置く。

2. 参与には現校長を、顧問には前会長を会長が総会で委嘱する。
3. 参与と顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第3章 会 議

（会議の種類）

- 第11条
1. 本会の会議は総会、本部役員会、全体役員会とする。
 2. 環境サポーター部会、学年コーディネーター部会は別に規程で定める。

（総会）

- 第12条
1. 総会は毎年4月末までに開催する。ただし、全体役員会において必要を認めた場合は、会長が招集して臨時に開催することができる。
 2. 総会では、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1)事業報告及び決算報告
 - (2)事業計画及び予算の承認
 - (3)第6条第1項にある本部メンバーの承認
 - (4)会則の改廃
 - (5)その他会務の運営に関する事項
 3. 会長が、会員を招集しての開催が難しいと判断した場合は、総会を書面又は電磁的方法で開催することができる。

（本部役員会）

- 第13条
1. 本部役員会は第6条の本部メンバーをもって構成し、必要に応じて適宜開催する。
 2. 本部役員会では次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1)運営に必要な議案の審議
 - (2)渉外及び対外に関する事項の処理
 - (3)各部会の事業の助成と調整
 - (4)その他必要な事項
 3. 会長が、構成員を招集しての開催が難しいと判断した場合は、本部役員会を書面又は電磁的方法で開催することができる。

（全体役員会）

- 第14条
1. 全体役員会は第6条の本部メンバー及び役員をもって構成し、会長が必要と認めた場合及び全体役員会の3分の1以上の要請があった場合は、会長が招集して開催する。
 2. 全体役員会は総会に次ぐ議決機関とする。
 3. 全体役員会では次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1)総会に提出する議案並びに報告書
 - (2)各部会で立案された事業計画並びに事業報告
 - (3)必要ある場合の特別委員会の設置

(4)その他必要な事項

4. 会長が、構成員を招集しての開催が難しいと判断した場合は、全体役員会を書面又は電磁的方法で開催することができる。

(会議の招集及び議長)

- 第15条 1. 総会及び本部役員会、全体役員会は会長が招集し、その議長はその都度出席者の中から選出する。

(定足数)

- 第16条 1. 総会は会員の5分の1以上、本部役員会及び全体役員会は構成員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開いて議決することができない。
2. 総会、本部役員会、全体役員会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。
3. 第1項の規定は、総会、本部役員会、全体役員会を書面又は電磁的方法で開催する場合に準用する。この場合において、同項中「出席」とあるのは「議決権行使」と読み替えるものとする。

(議決)

- 第17条 1. 会議の議事は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は議長が決める。
2. 前項の規定は、会議を書面又は電磁的方法で開催する場合に準用する。この場合において、同項中「出席者」とあるのは「議決権行使者」と読み替えるものとする。

(議事録)

- 第18条 1. 会議の議事録は書記が記録し、総会においては出席者2名の署名を受けなければならない。
2. 前項の規定は、会議を書面又は電磁的方法で開催する場合について準用する。この場合において、同項中「出席者」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第4章 専門部会並びに特別委員会

(専門部並びに特別委員会)

- 第19条 1. 本会第4条の事業を達成するために、部会並びに特別委員会を置く。
2. 専門部会並びに特別委員会に関する必要な事項は、別に規程で定める。
3. 専門部会並びに特別委員会の委員及び部員、委員は会長が委嘱する。

第5章 会 計

(会計年度)

- 第20条 1. 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月末をもって終わる。

(会計処理)

- 第21条 1. 本会の経費は会費、寄附及びその他活動の収入をもって充てる。
2. 会費は普通会費と臨時会費の2種類とし、普通会費は定められた月に納入し、臨時

会費は必要な場合に適時徴収する。

3. 普通会費は年度初の総会において決定する。

4. 予算の追加及び修正は、会長が総会の決議を経て行わなければならない。ただし、総会を開けない場合は、全体役員会に諮って補正することができる。

(旅費)

第22条

1. 会員が本会を代表して会議等に出席する場合は、旅費等を支給する。

2. 支給に関する必要事項は別に規程で定める。

(監査)

第23条

1. 本会の出納及びその他の会計事務は、年2回以上の監事の監査を受けなければならない。

第6章 表彰及び慶弔厚生

(表彰及び慶弔厚生)

第24条

1. 会員及び児童の表彰または、慶弔厚生に関する事項については別に規程で定める。

第7章 雑 則

(雑則)

第25条

1. この会則に定められたもののほか、本会の運営上必要な規程は、会長が全体役員会に諮って別に定めることができる。

附則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

昭和59年4月1日 一部改正

昭和61年4月1日 一部改正

昭和63年4月1日 一部改正

平成4年4月1日 一部改正

平成7年4月1日 一部改正

平成8年4月1日 一部改正

平成9年4月1日 一部改正

平成11年4月1日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正

令和5年4月22日 一部改正

令和6年4月20日 一部改正

令和7年4月19日 一部改正